

# 一般社団法人 民事信託全国士業ネットワーク 会員規約

## (目的)

第1条 本会員規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人民事信託全国士業ネットワーク（以下、「本団体」とする）の定款の定めにもとづき、会員の入退会および会費に関する事項を次のとおり定める。

## (会員)

第2条 前条の会員は、定款第5条に定める会員とする。

## (入会)

第3条 本団体の会員になろうとする者は、本団体の目的に賛同して別に定める入会申込書（様式第1及び様式第2、様式第3様または式第4）を提出し、理事会にて承認された法人及び個人とする。

## (会費)

第4条 本団体の会員は以下の区分に従って会費を納めなければならない。

1. 正会員の会費は、次のとおりとする。

入会金 30,000円

年会費 60,000円

2. 支援会員の会費は、年会費 60,000円とする。

3. 賛助会員の会費は、年会費 60,000円とする。

4. 名誉会員の会費は、免除する。

5. 会員は、会費を納入せず、督促後なお会費を6ヶ月以上納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した年会費の納入義務は免れない。

6. 年会費は、入会月に応じて月割納付出来るものとする。なお納付された年会費は、事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

## (臨時会費)

第5条 本団体の運営において、臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

1. 臨時会費の額は理事会の議決による。

## (会費の納入)

第6条 会費の納入は年1回とする。

ただし、新規会員は、入会時に会費を納入するものとする。

## (正会員の権利)

第7条 正会員は、次の権利を有する。

## 1. 法人及び団体会員

- (1) 社員総会に出席することができる。
- (2) 1社1名の登録会員が欠席の場合、本会主催の各種集會に代理人1名が参加することができる。
- (3) 本会が発行する資料および各種出版物の無料配付を受けることができる。
- (4) 本会の事業内容の範囲内における調査研究の委託することができる。
- (5) 本会の事業内容の範囲内における講演会・セミナーの企画・実行・講師派遣などの委託することができる。

((4)・(5)に関しては、委託費用は別途申し受けます。)

## 2. 個人会員

- (1) 社員総会に出席することができる。
- (2) 本会が主催する各種集會に参加することができる。
- (3) 本会が発行する資料および各種出版物の無料配付を受けることができる。

### (賛助会員の権利)

第8条 賛助会員は、次の権利を有する。

## 1. 法人及び団体会員

- (1) 1社1名まで登録会員とし、本会の受託する専門研究部会および集會に参加することができる。  
登録会員が欠席の場合、登録会員1名について代理人1名が参加することができる。
- (2) 本会が発行する資料および各種出版物の無料配付を受けることができる。
- (3) 本会の事業内容の範囲内における調査研究の委託することができる。
- (4) 本会の事業内容の範囲内における講演会・セミナーの企画・実行・講師派遣などの委託することができる。

((3)・(4)に関しては、委託費用は別途申し受けます。)

## 2. 個人会員

- (1) 本会が受託する専門研究部会および各種集會に参加することができる。
- (2) 本会が発行する資料および各種出版物の無料配付を受けることができる。

### (会員の義務)

第9条 会員は、次の義務を負う。

1. 本会の定款並びにその他規則及び議決に従う。
2. 本会の会費等を納入する。
3. 会員拡大に努める。
4. 本会の会員同士または会員と本会が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと。
5. 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届(様式第5)を代表理事に提出すること。

### (退会)

第10条

1. 会員が本団を退会しようとするときは、別途定める退会届（様式第6）を代表理事に提出しなければならない。
2. 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なす。
  - ① 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
  - ② 死亡または失踪宣言を受けたとき。
  - ③ 法人または団体が解散し、または破産したとき。
  - ④ 会費を納入せず、督促後なお会費を6ヶ月以上納入しないとき。

（除名）

第11条 会員の除名については、定款第9条の規定による。

附 則

本規程は、平成29年9月13日から施行する。